

放射能汚染水の海洋投棄の中止 及び 止水を求める申し入れ

福島第一原発事故によって、メルトダウンにより溶け落ちた核燃料デブリを冷却するための放射能汚染水が日々大量に発生しています。国は、国内外からの反対の声があるにも関わらず説明責任を十分に果たさないまま、ALPS（多核種除去装置）等の浄化装置によって処理を行った処理水（放射能汚染水）を薄めて海洋へ投棄する作業をスタートしました。

原発の炉心に直接接触した水を海洋に放出することは歴史上初めてのこととなります。また廃炉作業は技術的に難航しており、投棄する年数は少なくとも30～40年に及ぶと言われてしています。

トリチウム以外の放射性物質について、ALPS で処理できる62核種についても、またその他の放射性物質についても全てを取り除けるわけではなく、放出される膨大な放射性物質の各々の濃度や総量は明らかにされていません。国はALPS 処理水と呼びますが、実質的には放射能汚染水です。

放射能汚染水は、希釈した場合に環境中に与える影響について十分に研究、精査、安全証明をしたとは言えず、生体濃縮等による悪影響がないとは言い切れません。例えば、生体内に水（トリチウム水）の形で取り込まれたトリチウムは、その一部が同位体である生体内有機成分中の水素と交換し、同化・固定され、有機物として存在することが知られており、水素とトリチウムが置き換わったものが細胞に取り込まれた場合、食物連鎖の中で濃縮が生じ得ること、またDNA を構成する水素とトリチウムが置き換わった場合には、トリチウムが崩壊する時に放つ放射線によりDNA 等を破損する可能性があることが指摘されています。

国は放射能汚染水の海洋投棄について、国際原子力機構（IAEA）が7月4日に提出した「国際的な安全基準に合致している」とした調査報告書を根拠として、海洋放出の安全性や正当性が認められたと主張しました。しかし同報告書には「海洋放出の方針を推奨するものでも承認するものでもない」等の記載があり、残念ながらその主張には疑義があると言わざるを得ません。

以上を鑑み、国と東京電力に対し下記を求めます。

- ・廃炉に向け、国と東京電力との利害を生じない第3者機関を設置し、被害を拡大させない安全かつ合理的な検討と実現を行うこと
- ・放射能汚染水を減少させる対策、恒久的遮水壁の構築を早急に検討、実現すること
- ・放射能汚染水の海洋投棄を今すぐに中止し、技術者や研究者も参加する原子力市民委員会が提案した「大型タンクによる陸上での保管」及び「モルタル固化処分案」などの代替案の検討を行うこと
- ・国民への誠意ある情報開示をし、説明責任を果たし、合意形成を図ること

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

令和5年10月2日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
環境大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛て